

京都精華大学における生成 AI の利用ガイドライン

2025 年 4 月 1 日

学長 澤田 昌人

【目的】

AI は教育や研究、学びにおいて、また作業の効率化などにおいて活用できると考えられますが、その技術が急速に進歩することで様々な影響がでることが想定されます。

本学では、生成 AI が今後も様々な場面で広く利活用されていくであろうことを踏まえ、その使用を一律に禁止するのではなく、学生・教職員が生成 AI を適切に利活用することを基本方針とします。

一方で、生成 AI は入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては、法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があります。また、生成 AI の生成物をそのまま学修成果とすることは、自ら考える、調べる、検証する、表現するといった、本来の大学の学びとは反することだと考えます。

このガイドラインでは、学生の本学の教育課程における学習、教職員の大学における教育、研究、業務を行ううえでの生成 AI の利用に関する指針を示すとともに、その利用におけるリスクを防ぐための注意点をあわせて示しています。

【範囲】

本ガイドラインは、テキスト、画像、音、動画、翻訳、プログラミング等の生成 AI 全般を対象としています。以下の「利用にあたっての注意点」を確認し、AI の特性を十分に理解した上で利用する必要があります。

【利用にあたっての注意点】

(1) 結果の検証の必要性

生成 AI によって生成された情報は完璧な結果を保証するものではなく、誤った内容が含まれている可能性があります。利用する AI によって生成物に違いや差が生まれることがあります。生成 AI による生成物については、それ以外の複数の情報源や根拠を調べるなどにより、自らその正確性や適切性について確認するようにしてください。

(2) 情報の適切な管理

生成 AI への情報の入力を通じて、意図せずに情報が流出・漏洩・拡散する可能性があります。個人情報等の機密性の高い情報など、外部に公開してはならない情報を取り扱わないようにしてください。外部から秘密保持義務を課されて開示された秘密情報についても同様です。また、名誉毀損・信用毀損に該当することがないように注意することも必要です。

(3) 他者の権利への配慮

生成 AI へ情報を入力することや、出力された生成物を利用することが、著作権、登録商

標権、登録意匠権などの侵害にあたる可能性があります。入力行為や生成物の利用のそれぞれにおいて、他者の権利を侵害することがないか、確認する必要があります。

【レポートや課題での利用と不正行為について】

学生が本学のレポートや授業における課題等を作成する際の注意点は以下の通りです。

- ・学生は、生成 AI を使用する場合、必ず受講する授業の教員の指示に従い、許可された範囲内で使用してください。
- ・指示がない場合でも、レポートや課題等で生成 AI を使った場合、使用した旨と、使用の範囲を明記し、そのことが誰にでもわかる形にしてください。
ここでいう「使用の範囲の明記」とは、使用した生成 AI の種類、入出力の内容、それがなされた年月日時間の明記など、あとから検証できる使用条件等を含むものです。形式としては、文献の引用・参照や、インターネット上の情報の引用・参照の場合と同じように考えてください。
- ・生成 AI を使用したにもかかわらず、使用した旨と、使用の範囲を明記していない場合は、不正行為と認定される場合があります。

本学では、2023 年 5 月に「レポートや課題における生成系人工知能(生成系 AI)の利用について」において、当時の暫定的な基準を示しましたが、今回はこれを踏まえ、改めて現在の指針についてガイドラインとして示すものです。

今後も引き続き、生成 AI の利活用の事例や検討事項などを共有し、本学としての生成 AI の適切な利活用の方針を改定していきたいと考えます。

2025 年 2 月 28 日 大学運営会議承認